

第3期第8回練馬区障害者差別解消支援地域協議会議事録

- 1 日時 令和5年11月9日(木)午前11時20分～正午
- 2 場所 区役所 地下多目的会議室
- 3 出席委員 横井氏(森山委員代理)、的野委員、市川委員、
森氏(田中康子委員代理)、山岸委員、亀井委員、千葉委員
石野委員、中野委員、亀田委員、齋藤委員、高橋委員
前田委員、吉岡委員、今井委員、遠藤委員、佐藤委員
杉山委員
(以上18名)
欠席委員 森山委員、松澤委員、田中康子委員、田中聡委員
安藤委員、野田委員
- 4 傍聴者 1人
- 5 議題
区における障害を理由とする差別に関する相談について
練馬区障害者地域自立支援協議会および練馬区障害者差別解消支援地域
協議会の見直しについて

○会長

第3期第8回令和5年度第2回練馬区障害者差別解消支援地域協議会を開催したいと思います。

それでは、議題の(1)区における障害を理由とする差別に関する相談について、事務局よりお願いいたします。

○事務局(事業計画担当係長)

(資料1の説明)

○会長

ありがとうございました。相談内容それぞれに課題があると思いながら、拝見していましたが、何かご質問ありますでしょうか。まず私から質問なのですが、事例の(5)について、最終的に入園できたのでしょうか。

○事務局(事業計画担当係長)

改めて事前保育をした保育園で受入れという形で調整をしたと伺っています。

○会長

これは、ある意味、保育所のケア能力というのでしょうか、多様な子供たちが利用するようになっているとしたら、幅の狭い保育園と広い保育園ってあるのでしょうか。認可と直営とそれから会社経営と多様化していますので、その

辺りについて聞かせてください。

○障害者施策推進課長

本日は保育の所管課が出席していませんので、私からご説明させていただきます。いわゆる身体障害とか知的障害がある方というところだと、受入れ保育園というのをあらかじめ区立でいくつか決めたりしているのとあわせて、発達障害の方と同じようにというところもございますので、状態によってですけど定めているところでもないと思います。

やはりスキルの差は当然あると思いますし、こども発達支援センターでは、親御さんからのご相談はもちろんですけれども、やはり保育園の先生からの、こういったお子さんがいて対応に困っているのだけどどうしたらいいかといったご相談を受け、アドバイスをしています。また、保育部門のほうでも巡回指導といった、障害児を受け入れるに当たってのアドバイスをする事業を実施していますので、スキルの差はもちろんあるかもしれませんが、そこをフォローするための支援を区としても実施しているところでございます。

○会長

障害児保育の問題は、一方で配置基準の話と直接絡んできますから、なかなか難しいのですが、やはりそのあたりは、国の施策ももちろんですけど、自治体での配慮、やはりこういう形で突破口を制度にしていくということなのかなと思いつつながら、伺っていた次第でございます。小学校の階段の話も、文科省が頑迷なところがあって、なかなかそういうことを認めてこなかった時代もあります。そうすると、やはり区の階段のバリアフリーの話が直接響いてくる。また、あるところで、医療的ケア児の議論をしていた時にそういう話を聞いたことがあります。環境整備、これは障害者差別解消法で、公共機関の責務と同時に、もちろんここでの事例が出てきましたように、民間事業者の責務というか、そこら辺も含めて協議の場ができていたということを改めて確認をしていたら良かったと思つた次第でございます。

○委員

事例の(6)ですが、敷地外に学童クラブがあった場合に移動支援を使うのかなと思うのですが、そうではなくて、合理的配慮的なイメージで、こういった対応になったのでしょうか。背景を教えていただけたら参考になると思えました。

○事務局(事業計画担当係長)

学校教育でフォローできる部分と、学童クラブでフォローできる部分というところで、学校教育のほうとしましては、同一敷地内の場合ですと、移動支援を使うといっても、移動する時間が大変短時間になっておりますので、そういった場合、移動支援を使うことが困難であるというような事情も踏まえまして、

学校の先生と学童クラブの職員とで、こういった形でお子さんを安全に移動できるかというところを配慮した上での対応だったと伺っております。

○会長

ありがとうございました。

令和5年の4月から9月までということで、6件というのは多いのか少ないのか、過去、もう少し多かった時もあったような気がしたのですが。

○障害者施策推進課長

ちなみに、7月の協議会の時には、令和4年10月から令和5年3月をご報告させていただきましたが、その際は18件でございました。その前のさらに半年、令和4年度の上半期の頃は11件ですので、今回はかなり少ないと考えています。

○会長

ありがとうございました。これもいずれどういう障害がどういう形で改善したかというのは、区民にも情報共有していただくことが当然必要だと思います。とりわけやはり、民間事業者の方々はそのような配慮をしていただかなければいけないので、そうしたことも含めてPRなどよろしく願いいたします。

○障害者施策推進課長

会長が今おっしゃっていただきましたように、この間、何年間か続けてきて、事例の積み重ねというのでもかなりできております。来年度から、改正障害者差別解消法に基づいて、民間事業者においても合理的配慮が義務化されるという形になりますので、そういったところも踏まえて、事例や対応の区民への情報共有の方策については、区としても考えていきたいと思っています。

例えば、ホームページで事例を出すとか、ガイドブックで何かやるかとか、ガイドブックについては、差別解消法のガイドブックの改定も予定しておりますので、その中でご紹介するという形になります。色々考えていきたいと思っていますので、ご意見を踏まえて検討していきます。

○会長

ありがとうございました。他に何かなければ、次の議題に移ってよろしいでしょうか。自立支援協議会でも議論したことでございますが、障害者差別解消支援地域協議会のほうでも議論をお願いしたいということでございます。資料2に従いまして、両協議会の統合ということになるかと思いますが、それについての事務局案が出ておりますので、ご説明をお願いいたします。

○事務局（事業計画担当係長）

（資料2の説明）

○会長

ありがとうございました。要するに、資料2の参考の選択肢3に書いてあるところで、一体化すると、中核市で32%、一般市で67%、町村になると71%、平均すると62%で、このグループ入りをされるような方向で統合したいという、そういう事務局の案でございます。何かご意見はありますでしょうか。先ほどもそうだったのですが、差別解消支援地域協議会のほうは、事例の説明ということの応答ということになって、単独でやるには少し足りない。自立支援協議会と隣り合わせみたいな話ですから、一緒にして、その時の課題、もう少しフレキシブルに議論の進行が進められるのではないかという、そういう趣旨だと理解しております。その場合に、今まではお願いしていた委員の重複、単独、色々あるけど、これはこれからご相談しながら決めさせていただきたいと。

それでは、ご意見、もしあればお願いしたいのですが、自立支援協議会のほうでは、ほぼ了解をいただいたという認識をしております。それでは、こちらでもその見直しの方向で進めさせていただくという、そういうことで結論を出させていただきます。

何か、皆さんからありますでしょうか。

○障害者施策推進課長

それぞれこちらの会議体に出席されている方は、それぞれの出身母体の会から出席されていると思いますので、出身母体の会のご意見も伺ってみたいという話も事前にいただいています。こちらのご意見としては、今、会長にまとめていただきましたので、今日、欠席の方々のご意見も踏まえて、最終的な方向性として考えてまいりたいと思います。皆さまのご意見をたくさんいただければと思っているところでございます。

○会長

ありがとうございます。統合いたしますと、例えば専門部会とか、権利擁護部会とか、相談事例もそうですよね、そういうところの議論と相互補完的な議論が可能になります。これはこれ、あれはあれではなくて、相互に大々的に関係し合っていますので、より障害者差別の趣旨にふさわしい議論を、この協議会でもできるのではないかという、そういうことで積極的にこの案を受け止めるということで、いかがでございましょうか。そんなことで進めさせていただければと思います。

以上で、第3期第8回令和5年度第2回障害者解消支援地域協議会を終了させていただきます。皆さま、ありがとうございました。